

国際・経済・港湾委員会
配付資料
令和3年9月22日
経済局

市第 22 号議案 横浜市中心卸売市場条例の一部改正

1 趣旨

横浜市中心卸売市場は、現在、本場に 3 部（青果部・水産物部・鳥卵部）、食肉市場に 1 部（食肉部）の 4 部を設置し運営しています。

本場の鳥卵部は、卸売業者 1 社で構成されていましたが、当該業者から令和 3 年 5 月 14 日付で業務休止届が提出されました。その後、1 箇月を経過してもなお業務を再開する見込みがなかったことから、同年 6 月 30 日に卸売業務の許可の取消を行いました。

当該卸売業者の許可取消を機に、横浜市中心卸売市場本場・鳥卵部を廃止するため、横浜市中心卸売市場条例の一部を改正します。

2 廃止の理由

- (1) 鳥卵部は、当該卸売業者以外に仲卸業者等も存在しないため、部の廃止により重大な影響を受ける事業者がないこと。
- (2) 令和 2 年の市内推計消費量に対する鳥卵部の食材の供給割合は、鶏肉で 1.26%、鶏卵で 0.33% に留まり、部の廃止により食材流通に重大な影響はないと考えられること。
- (3) 全国 40 都市・65 中央卸売市場で鳥卵部を設置しているのは横浜市場のみであること。
また、30 都市では、鶏肉や鶏卵については、卸売業者が取り扱っているのではなく、市場利用者の便益のため、飲食店や物販店等を運営している「関連事業者」が取り扱っていること。
- (4) 鳥卵部の対応について、附属機関である横浜市中心卸売市場開設運営協議会に諮問し、令和 3 年 7 月 2 日に「廃止することが妥当」との答申を受けていること。

3 改正内容

横浜市中心卸売市場本場・鳥卵部に関する規定の削除

4 施行期日

卸売市場法第 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決後に農林水産大臣への認定申請（変更の認定）が必要となるため、規則で定める日としています。

【参考 1】

○横浜市中心卸売市場開設運営協議会の答申（令和 3 年 7 月 2 日横開運協第 2 号）

卸売業者の業務の廃止を機に、横浜市中心卸売市場本場・鳥卵部を廃止することが妥当。

なお、鳥卵部の廃止により新たに発生する空き店舗については、場内事業者の意向等を踏まえ、市場活性化・機能強化の観点から活用すること。

買出人の利便性に配慮し、鳥卵部で取り扱っていた品目については、関連事業者によって提供されることが望ましい。

【参考2】

○横浜市中央卸売市場条例

第19条（卸売業務の許可の取消し）

2 市長は、卸売業者が次のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消すことができる。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1箇月以上その業務を休止したとき。